

AIは特許の発明者になり得るか？知財高裁判決と知財戦略計画2025の深掘り

概要 (Summary)

- ・**知財高裁判決（2025年1月）**：日本の知的財産高等裁判所（IPHC）は、AIシステム「DABUS」を発明者として特許出願したケースで、**現行法上発明者は自然人に限られる**としてAIを発明者と認めませんでした¹。同判決は、特許法の条文を精査し、AIが発明者たり得るかを検討しました。その結論として、AI自体に発明者資格を認める法律上の根拠はないと示されています²³。
- ・**立法的対応の必要性**：裁判所はまた、「AIの自律的発明」を想定していなかった現行法ではこの問題に対処しきれないと指摘し、**政策的・立法的議論の必要性**を強調しました⁴。日本政府もこの課題に即応し、AI開発促進法の制定やガイドライン策定など環境整備を進めています⁵。
- ・**知財推進計画2025（2025年6月）**：これらを受けて策定された「知的財産推進計画2025」では、**生成AIが関与する発明の発明者の在り方が重要課題**として扱われました⁶。計画は**AIそのものを発明者と認める可能性**を完全には否定せず、むしろ**AIの能力（課題設定・解決策選択・効果検証等）**に着目して発明者性を検討すべきだと示唆しています⁷。同時に、生成AIを用いた発明には**AI開発者・プロンプト提供者・結果評価者**など複数の人間が関与することを強調し、彼らを発明者候補に含め得るか慎重に議論するよう求めました⁸。
- ・**今後の展望**：政府は産業構造審議会の特許制度小委員会に検討を促し、**発明該当性**（AI生成物は「発明」か）、**発明者の範囲**、**引用発明の取扱い**等の論点について早期に結論を出す方針です⁹。特に**AI開発者を発明者に含める**など共同発明の在り方が議論されており¹⁰、仮に法改正でAI関連発明の保護枠組みが整えば、日本の産業や国際競争力にも大きな影響を及ぼすと見られます¹¹。

背景：DABUSとAI発明者を巡る国際的議論

近年、AIが考案した発明に特許を与えるべきかという論争が世界各国で起きています。発端となったのが米国人研究者スティーブン・テイラー博士が開発した生成AI「DABUS」です。DABUSは「自律的に発明を生み出す装置（Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience）」の略称で、博士はこのAIが人間と同程度に新規かつ独創的なアイデアを創出できるとして、欧州特許庁（EPO）、英国特許庁（UKIPO）、米国特許商標庁（USPTO）、日本特許庁（JPO）、オーストラリア知的財産庁など各国にPCT経由で特許出願を行いました¹²。いずれの出願でも、**発明者として「DABUS」そのものが記載**され、博士は**特許権者（特許を受ける権利の帰属者）はAIの所有者である自分**であると主張しました¹³。

各国の特許当局や裁判所はこの主張に対し慎重な姿勢を示しています。例えば米国では連邦地裁および連邦巡回控訴裁判所が「**特許法上、発明者は自然人でなければならない**」との判断を示し¹⁴、欧州特許庁も「**法律上の能力を有する者（自然人）でない**と**発明者とは認められない**」としてDABUSを発明者とする出願を却下しました¹⁴。このように**主要国は現行制度ではAI発明者を認めない立場**で足並みを揃えており、日本も例外ではありません¹⁵。

日本におけるDABUS特許出願事件の経緯

日本特許庁（JPO）での手続：DABUSを発明者とする出願は、2020年に日本でも国内移行されました（特願2020-543051号）¹⁶。出願明細書には「**発明者:DABUS（この発明は人工知能が自律的に生成した）**」との記載がありました¹⁷。しかし特許法施行規則で求められる「**発明者の氏名**」欄に人の名前以外が記載されたため、JPOは発明者を自然人の氏名に訂正するよう命令しました¹⁸。申請人（テイラー博士）はこれに応

じず、**発明者欄にAI名を記載すること自体が争点**となりました。その結果、**補正不履行**により出願は拒絶され¹⁹、不服審判でも争いましたが棄却されています²⁰。

東京地裁での争点：特許庁の決定取消を求めた訴訟が東京地方裁判所に提起され、2024年5月16日付で地裁判決が下されました²¹。地裁は「**発明者**」概念を**人間に限定する現行法解釈**を明確に示し、知的財産基本法2条1項が「知的財産を人間の創造的活動によって生み出された発明等」と定義していることから、**人間の関与しない発明は想定されていない**と指摘しました²²。また特許法36条1項2号が要求する「発明者の氏名」は**文字通り自然人の氏名を指す**とし、発明者欄にAI名を記載した本件出願は**形式的要件を満たさず違法**と判断しました²³。さらに判決は、仮にAIを発明者と認めた場合、「**当業者**」（特許法29条2項）をどのように**想定するか**や、**特許存続期間**をどう設定するか等、現行制度との整合性に大きな困難が生じることも指摘しています²⁴。地裁は総じて「**AI発明者を認めるか否かは司法判断ではなく立法論として検討すべき重要課題**」であり、**できるだけ速やかに結論を得ることが望ましい**と異例の付言まで行いました²⁵²⁶。

知財高裁での判断：一審敗訴後、博士側は知的財産高等裁判所（知財高裁）に控訴しましたが、2025年1月30日の判決でも主張は退けられました²。知財高裁も「**発明者の『氏名』とは自然人の氏名を意味する**」との解釈をとり²⁷、その根拠として**特許法29条1項**（自然人が発明をした場合の特許取得権の原始的帰属）や**35条1項**（職務発明における従業者＝自然人を前提とした規定）などを体系的に挙げ、**権利能力を有する自然人だけが特許を受けうることを論じました**²⁷。判決文中で、「**発明者**」は**特許を受ける権利を原始的に有する者であり、それは自然人に限られる**との趣旨が強調されています²⁸²⁹。

また控訴人（テイラー博士）は、「AIであるDABUSが生み出した発明の権利を、自身（AIの所有者）が**民法上の『果実取得権』等に基づき取得できる**」と主張していました。これに対し知財高裁は、**DABUS自体は有体物ではなく博士が占有・所有しうる対象ではない**ため民法上の果実取得の論理は及ばない、とこの主張も明確に否定しました³⁰。加えて「**AI開発者（所有者）に特許を受ける権利を認めるべき**」との主張についても、現行法には根拠がなく認められないと判断しています³¹³⁰。

判決の意義：本件知財高裁判決は、日本においてAIを発明者とする特許出願を初めて本格的に論じた判例として画期的です。その結論は米欧と同じく「**AI発明は現行法の想定外であり、発明者は人間のみ**」というものです¹⁵、判決理由中では「**近年のAI技術の急激な発達にもかかわらず、立法はAIの自律的発明を前提としていない**」現状を認め³²、「**特許制度の設計は国際協調も含め産業政策の観点から議論されるべき問題**」であると指摘されています³³。さらに東京地裁判決と同様、「**まずは我が国で立法論としてAI発明を検討し、極力速やかに結論を得ることが期待される**」とも述べられ、司法サイドから立法府への異例のメッセージが発せられました²⁵³⁴。知財高裁も判決末尾で、**生成AIを発明者と認めることの是非について慎重な検討を促す**とともに、国際的動向や日本産業界への影響も踏まえるべきと付言しています³⁵³⁶。なお、原告側は判決直後に最高裁への上告意向を示しましたが³⁷、2025年8月時点で最高裁での審理開始は公表されていません。

知財戦略計画2025：AI時代に向けた制度見直し

上述の裁判所からの提言を受け、日本政府は素早く政策対応に乗り出しました。まず2025年5月には「**人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律**」（いわゆる**AI推進法**）が国会で可決・成立し、6月4日に公布されました³⁸。この法律はAI技術の研究開発と利用促進を図る基本法で、知財制度にも影響を与える可能性があります⁵。加えてデジタル庁は5月27日付で「**行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン**」を策定し、政府部内での生成AI活用推進策を示しています³⁹。これらは官民におけるAI利活用を後押ししつつ、知的財産の保護との両立を図る土台となるものです。

そして2025年6月、政府の知的財産戦略本部は「**知的財産推進計画2025（IP戦略プログラム2025）**」を策定・公表しました⁴⁰。この年次計画は日本の知財政策の基本方針を示すもので、AI技術の急速な進歩を踏まえた知財制度のあり方が大きなテーマとなっています⁴¹⁴²。中でも「**生成AIを活用した発明の発明者認定**」に関する議論は重要事項として取り上げられました⁴³。

発明者の定義見直しとAI開発者の位置付け

知財推進計画2025は、AI時代に対応した特許制度の前進的な検討を打ち出しています⁶。特筆すべきは、「生成AIによる発明」の発明者を直ちに否定せず、むしろその発明プロセスにおけるAIの役割に応じて認め得るかを模索している点です⁷。計画には次のような考え方が示されています。

- **AIの発明者性の可能性:** Generative AIが「課題を設定し、解決策を選択し、効果を評価する」といった一連の創造的プロセスを自律的に行えるなら、そのAIを発明者としてクレジットできるかという論点が提示されています⁷。これは、AIに人間的な創造性の要素が備わり得るかを評価軸とする興味深い視点です。知財推進計画2025はAIを発明者として法的に認めること自体を明確には否定しておらず、技術の実態に即した柔軟な制度設計を検討する姿勢が見て取れます⁷⁴⁴。
- **人間関与の重視と共同発明:** 一方で計画は、生成AIを用いた発明には複数の人間関与者がいることを強調します。例えばAIシステムの開発者（学習データの選定やモデルの調整を行った者）、プロンプトエンジニア（適切な指示を与えた者）、結果の評価者などです⁸。これらの人々は発明の成立に何らかの形で寄与しているため、発明者候補になり得ると示唆されています⁸。したがって「AIそのもの」だけでなく「AIを使いこなした人間たち」をどう発明者として位置付けるかが焦点です。計画はAI開発者のモチベーション向上も念頭に「AIの開発者も、AIを利用した発明の発明者に含められるよう発明者の定義を検討していく」と明記しています⁴⁵。これは、従来の発明者概念を拡張し、AIという道具を駆使した人も適切に評価・権利付与する方向性を示すものです。
- **慎重な議論と社会実装への配慮:** もっとも、こうした新たな発明者概念は権利の共有関係を複雑化させる懸念もあります。発明に関与した人すべてを発明者に含めると、特許権の共有者が増えて意思決定や発明の実用化に支障を来す恐れがあります。そこで計画は「特許発明の社会実装の阻害につながらないように留意しつつ議論すべき」と述べ、バランスの取れた検討を求めています⁸。すなわち、権利者が増えすぎてイノベーションの実用化が停滞しないよう注意するという視点です。また国際的な整合性にも触れられており、各国の動向との調和を図りつつ議論する必要があると指摘されています⁴⁶。日本だけ先走っても制度上の齟齬が生じかねないため、国際協調を意識した検討が求められるということです⁴⁷。

審議会での検討課題と今後のステップ

知財推進計画2025では、こうした論点についての具体的検討を産業構造審議会 知的財産分科会 特許制度小委員会に委ね、その早期結論を促す方針が示されました⁹⁴⁸。実際、特許制度小委員会では2024年度からAI関連発明の論点整理が進められており、2025年4月の会合では以下のような検討事項が提示されています⁴⁹。

- (i) **発明該当性:** AIが生み出した創作物を法的に「発明」とみなせるか⁵⁰。特許法上の「発明」は「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義されますが、AIが自律的に生成したアイデアがこの定義に当てはまるかが論点です。仮に人間が関与しない完全自律AIの産物が「発明」でないとされれば、特許保護の対象から外れる可能性があります。
- (ii) **発明者の範囲:** 発明者を誰と認定すべきか⁵⁰。前述のようにAIそのものを発明者と認めるか、人間のみに限定するか、あるいはAIに関与した複数人の共同発明として扱うのか、といった選択肢があります。小委員会では「利用したAIの開発者やユーザー（プロンプト提供者等）、発明の効果検証者などを発明者に含めるべきか、その類型や判断基準を検討する必要がある」との議論が紹介されており¹⁰、AI開発者等を共同発明者とみなす方向が一つの焦点となっています⁵¹。
- (iii) **引用発明の適格性:** AIが創出した発明やアイデアを先行技術文献（引用例）として扱えるかどうか⁵²。例えば、あるAIが生み出した未公開のアイデアを別の発明の新規性評価で引用できるのか、AI

が作成した論文や出願が従来の文献と同様に扱われるのか、といった問題です。AI生成物を特許審査でどのように位置付けるかも、制度設計上見逃せません。

さらに小委員会では、**仮に生成AIを発明者として認めた場合のシナリオ分析**も実施するとしています⁵²。これは「AI発明公認」という仮想ケースで、特許庁の事務処理や企業のR&D、国際条約との整合性など様々な影響を検証する試みです⁹。ユアサハラ特許事務所の解説によれば、実際に「**AI発明が認められた場合のシナリオ分析**」が行われており、AIが急速に進歩する現状を踏まえると今や机上の空論ではないと指摘しています^{53 54}。例えば「**公開されていない最先端のAIモデルは公開済みモデル以上に進んでいる可能性がある**」など、近未来の技術シナリオを見据えた検討が行われているようです⁵⁵。

おわりに

DABUS事件を契機に噴出した「**AIは発明者になり得るか**」という問いに対し、日本では司法判断と政策対応が急速に展開しました。現行法の下、裁判所は一貫して「**発明者は人間のみ**」との立場を示し²⁹、AIを発明者とする特許取得は認められない状況です。しかしその一方で、判決は**AI時代の新たな制度設計**に向けた示唆を残し、政府もそれを受けて積極的に動き始めています。

知的財産推進計画2025に示された諸施策は、日本が**世界的なAI競争に遅れを取らず、むしろ知財制度面で主導的役割を果たそうとする意欲の表れ**と言えます⁵⁶。AIを巡る国際枠組みへの積極関与も打ち出されており⁵⁷、日本はこの難題の解決策をグローバルに発信していく考えです。今後、産業構造審議会での議論を経て**特許法改正など具体的措置**に繋がる可能性があり、その行方は国内外から注目されています^{11 58}。AI開発者等の貢献を適切に評価しつつイノベーション促進と権利保護の調和を図る知財制度を如何に構築するか——日本はまさにその転換点に立っており、引き続きウォッチが必要です。

参考文献・出典: 日本知的財産高等裁判所判決（令和6年(行コ)第10006号, 2025年1月30日）^{32 25}；東京地方裁判所判決（令和5年(行ウ)第5001号, 2024年5月16日）^{25 34}；知的財産推進計画2025（令和7年6月3日策定）^{45 47}；Shiga国際特許事務所記事（2025年3月）^{2 59}；Asia IP記事（2025年2月10日）^{29 4}；Yuasa-Hara法律特許事務所解説（2025年6月4日）^{10 11}；AIPPI国際知財研究家協会ニュースレター記事（2025年8月22日）^{22 8}。

^{1 4 29 37} Japan High Court upholds rejection of AI as inventor in patent case | Asia IP
<https://asiaiplaw.com/index.php/section/news-analysis/japan-high-court-upholds-rejection-of-ai-as-inventor-in-patent-case>

^{2 3 14 15 16 17 19 28 59} IP High Court Case Regarding Patent Inventorship: Patent Inventor Must Be Human | Articles | Shiga International Patent Office
https://shigapatent.com/en/topics/iphc_dabus/

^{5 6 10 11 25 26 32 33 34 39 40 43 46 47 48 49 50 53 54 55 58} 知的財産推進計画2025とAI技術の進展を踏まえた発明等の保護 | ユアサハラ法律特許事務所
<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/5793/>

^{7 8 9 12 13 18 20 21 22 23 24 27 30 31 35 36 38 44 52 56 57} AI as an Inventor of Patents?
<https://www.aippi.org/news/ai-as-an-inventor-of-patents-ip-high-court-judgment-and-the-2025-ip-strategic-program/>

^{41 42 45 51} 知的財産推進計画2025を決定しました - 内閣府
https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20250826.html